

令和二年 第一回臨時会

屋久島町議会会議録

令和二年1月10日 開会

令和二年1月10日 閉会

屋久島町議会

令和2年第1回屋久島町議会臨時会会期日程

自1月10日・至1月10日（1日間）

月	日	曜	会議別	日	程
1月	10日	金	本会議	○開	会

令和2年第1回屋久島町議会臨時会

第 1 日

令和2年1月10日

令和2年第1回屋久島町議会臨時会議事日程（第1号）

令和2年1月10日（金曜日）午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議長辞職の件について
- 追加日程第1 議長の選挙
- 追加日程第2 副議長の選挙
- 追加日程第3 議席の指定
- 追加日程第4 議会運営委員の選任
- 追加日程第5 熊毛地区消防組合議員の選挙
- 日程第5 発議第1号 町長不信任決議案

○閉会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（13名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	眞邊真紀君	2番	相良健一郎君
3番	岩山鶴美君	5番	大角利成君
6番	渡邊千護君	7番	石田尾茂樹君
8番	榎光徳君	10番	高橋義友君
12番	日高好作君	13番	下野次雄君
14番	寺田猛君	15番	岩川修司君
16番	岩川俊広君		

1. 欠席議員（2名）

4番	上村富士高君	9番	眞邊有次君
----	--------	----	-------

1. 出席事務局職員

議会事務局長	岩川茂隆君	議事調査係長	鬼塚晋也君
議事調査係長	長井綾乃君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	副町長	岩川浩一君
会計課長 兼会計管理者	佐々木昭子君	総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	鎌田勝嘉君
政策推進課長	松本薫君	観光まちづくり課長	竹之内大樹君
町民課長	日高邦義君	福祉支援課長	寺田和寿君
健康長寿課長	日高孝之君	生活環境課長	矢野和好君
産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長	鶴田洋治君	建設課長	日高一成君
電気課長	塚田賢次君	地域住民課長	上釜裕一君
監査委員事務局長	岩川茂隆君	教育振興課長	計屋正人君

△ 開 議 午前10時00分

○議長（岩川俊広君）

おはようございます。

ただいまから、令和2年第1回屋久島町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩川俊広君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番、岩山鶴美君、5番、大角利成君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（岩川俊広君）

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間とすることに決定しました。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（岩川俊広君）

次に、日程第3、諸般の報告についてを議題とします。

令和元年12月28日付で小脇清保君より議員辞職願が提出され、同日付でこれを許可しましたので、御報告します。

△ 日程第4 議長辞職の件について

○議長（岩川俊広君）

次に、日程第4、議長辞職の件については、私自身の案件となりますことから、議長を副議長に交代いたします。

[16番 岩川俊広君 退場]

○副議長（岩川修司君）

おはようございます。

議長辞職の件となっておりますので、議長の岩川俊広君に退席をしてもらっております。

それでは、職員に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（岩川茂隆君）

令和2年1月6日、屋久島町議会副議長岩川修司殿、屋久島町議会議長岩川俊広、辞職願。

このたび一身上の都合により、議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。以上です。

○副議長（岩川修司君）

ただいま説明をいただきました。

お諮りします。

岩川俊広君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（岩川修司君）

異議なしと認めます。

したがって、岩川俊広君の議長の辞職を許可することに決定をいたしました。岩川俊広君の入場を許可します。

[16番 岩川俊広君 入場]

○副議長（岩川修司君）

それでは、次に、岩川俊広君が議長退任の挨拶を行います。挨拶を求めます。

○16番（岩川俊広君）

2年3カ月の議長の職でしたけども、議員の皆様の御協力によりまして、議会運営が無事できたのかなと思います。これから、新しい議長を中心に屋久島町議会の運営を図っていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

○副議長（岩川修司君）

しばらく休憩します。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時08分

○副議長（岩川修司君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、議長が欠けました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として選挙を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（岩川修司君）

異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として、選挙を行うことに決定をいたしました。

△ 追加日程第1 議長の選挙

○副議長（岩川修司君）

追加日程第1、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めさせてください。

[議場閉鎖]

○副議長（岩川修司君）

ただいまの出席議員数は13名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に眞邊真紀君、相良健一郎君を指名します。

それでは、投票箱の点検をいたします。

[投票箱点検]

○副議長（岩川修司君）

点検異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

投票用紙は記載台前でお渡しいたします。

念のために申し上げます。投票は単記無記名となっております。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

[事務局長点呼・議員投票]

1 番	眞邊真紀議員	2 番	相良健一郎議員
3 番	岩山鶴美議員	5 番	大角利成議員
6 番	渡邊千護議員	7 番	石田尾茂樹議員
8 番	榎 光徳議員	10 番	高橋義友議員

1 2 番 日高好作議員

1 3 番 下野次雄議員

1 4 番 寺田 猛議員

1 6 番 岩川俊広議員

1 5 番 岩川修司議員

○副議長（岩川修司君）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（岩川修司君）

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

これから、開票を行います。

立会人に指名された方は立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○副議長（岩川修司君）

それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票、有効投票13票、無効投票ゼロ。有効投票のうち、岩川修司君11票、渡邊千護君2票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、岩川修司君が議長に当選をされました。

議場の出入り口を開いてください。

[議場開鎖]

○議長（岩川修司君）

それでは、これより新議長就任の挨拶を行いたいと思います。

お疲れさまです。就任の挨拶の前に少しだけお時間をいただければと思っております。

私と同期に入りました、まだ私は議員だと思っておりますが小脇清保さんが、今年の12月28日付をもって辞職されました。彼は、屋久島町議会にとっては素晴らしい功績も残しています。そして実績も素晴らしいものがあります。私はまだまだ彼は屋久島町議会には必要があったのかなと思っております。非常に残念に思っているところも、今の時間をおいてもあります。これからは、側面においてぜひ御協力賜りたいものだと思っております。長い間、本当にお疲れさまでございました。残念でたまりません。

それでは、今度の選挙において議長に拝命をいたしました岩川修司でございます。皆さん、よろしく願いをいたします。

私が議長になったからこういうことはできる、こういうことはやろうということは、

私一人の力ではどうすることもできません。まずもって屋久島町の観光問題、そしてまた屋久島に来る観光客の減少問題、第1次産業の問題、そして5月の豪雨災害の問題、数々町民の皆様方から負託されたものはたくさんございます。それを一つ一つ取り組みながら、一生懸命前向きにいきたいと思っております。ぜひ、皆様方の協力がなければできないことでございます。皆様方の御理解と、そして叱咤激励を受けながら、一生懸命努力することをここに誓います。

簡単でございますが、私の就任の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

ただいま、副議長が欠けました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川修司君）

異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行うことに決定をいたしました。

△ 追加日程第2 副議長の選挙

○議長（岩川修司君）

追加日程第2、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めてください。

[議場閉鎖]

○議長（岩川修司君）

ただいまの出席議員数は13名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に3番、岩山鶴美君、5番、大角利成君を指名します。

投票箱をこれより点検を行います。前のほうで。

[投票箱点検]

○議長（岩川修司君）

異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

投票用紙は記載台前でお渡しをいたします。

念のために申し上げます。投票は単記無記名でございます。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

[事務局長点呼・議員投票]

1 番 眞邊真紀議員	2 番 相良健一郎議員
3 番 岩山鶴美議員	5 番 大角利成議員
6 番 渡邊千護議員	7 番 石田尾茂樹議員
8 番 榎 光徳議員	10 番 高橋義友議員
12 番 日高好作議員	13 番 下野次雄議員
14 番 寺田 猛議員	16 番 岩川俊広議員
15 番 岩川修司議員	

○議長（岩川修司君）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川修司君）

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

これから、開票を行います。

立会人に指名された方は開票をよろしくお願いします。

[開票]

○議長（岩川修司君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票、有効投票12票、無効投票1票。有効投票のうち、高橋義友君9票、渡邊千護君1票、眞邊真紀君1票、下野次雄君1票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票であります。

したがって、高橋義友君が副議長に当選をされました。

議場の出入り口を開いてください。

[議場開鎖]

○議長（岩川修司君）

ただいま副議長に当選されました高橋義友君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

高橋義友君、当選承諾の挨拶を求めます。

○10番（高橋義友君）

皆さん、こんにちは。お疲れさまです。また皆様の大事な1票を投じていただきました同志の皆様方に厚く御礼を申し上げます。

昨年の暮れから屋久島町に対しましては、大変冷たい風が吹いております。この風をどうか町民の方が住みやすい風にするにはどうしたらいいのかと考えた場合に、ここはやっぱり議会に副議長として立候補をして、議会の中をまとめるのが一番いいんじゃないかちゅう決意で今回立候補させていただきました。

色々な意見の違いはあると思いますけれども、我々が一番先に考えるところは、町民の幸せでございます。その道に一番近づいていくためにはどうしたらいいのか、そこを模索しながら、皆様方の御協力をいただきながら議会運営がスムーズにいきますよう岩川議長を全面に補佐しながら、皆様方の御協力を得て邁進したいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

△ 追加日程第3 議席の指定

○議長（岩川修司君）

次に、追加日程第3、議席の指定を行います。

議長の議席を15番に、副議長の高橋義友君の議席を14番とし、これに伴い関連する議席は順次繰り下げた議席とします。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時40分

○議長（岩川修司君）

それでは再開します。高橋義友君。

○14番（高橋義友君）

私、今さっき立候補と挨拶をさせていただきましたけども、訂正いたします。申しわけございませんでした。

○1番（眞邊真紀君）

その全文にかかってくるので、最初からやり直してくださいよ、そしたら。その短文だけ訂正しますと言っても、会議録の中では全然わかりませんよ。きちんと議事録に残すべく全文を訂正してください。

○議長（岩川修司君）

休憩します。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時41分

○議長（岩川修司君）

休憩前に引き続き再開します。

先程、副議長の挨拶の中でございましたから、もう訂正は副議長のほうからしてもらいました。私はそれでいいのかなというふうに思っております。

○1番（眞邊真紀君）

異議あり。

○議長（岩川修司君）

眞邊真紀君、挨拶なんです。就任の挨拶。ただ、立候補制というのを高橋義友君が勘違いしていた分があってその訂正をお願いしますということであったから。

○1番（眞邊真紀君）

何が言いたいかというのと、私がそれが間違えていると、立候補じゃありませんでしたよねと言うのを会議録に眞邊真紀議員の発言として載せて、その後の流れじゃないですか。今の間違いですというのは。そこの間がすぽんと抜けて、その発言じゃ成り立たないから言っているんです。だとすると、訂正したいのであれば、全文を訂正するべく、最初から直す必要があります。会議録を読んだって、後でとんちんかんな発言が続いてわからないじゃないですか。会議録には正しく挙手をして発言をした者の発言をきちんと載せていかないとわからないんです。変な進行しないでください。

○議長（岩川修司君）

手をたたかないように。手をたたかないようにしてください。手をたたく人がいたら退席をさせます。秩序を乱すことはしないようにお願いいたします。

眞邊真紀君より発言がございました。就任挨拶の中で色々な前段の部分もちょっと違うんじゃないか、最初からやってほしいということがありましたので、それでは、眞邊真紀君の意見をいただきまして、高橋義友君、最初の分からぜひお願いをいたします。

○14番（高橋義友君）

皆さん、こんにちは。お疲れさまです。皆様方の大事な1票を副議長ということでいただきました。この場をかりまして厚く御礼申し上げたいと思います。

昨年の暮れから屋久島町に対しましては、大変厳しい風が吹いております。この厳しい風をどうして防いでいくかということで、ずっと私も考えていたんですけれども、やっぱり一議員として、町民の幸せを考えるのが大事なんじゃないかということで、副議長ということで、皆様方から今回選ばさせていただきました。

岩川議長のもと、全力をもってサポートをしながら頑張っていきたいと思っておりますので、

どうかよろしく願いいたします。

○議長（岩川修司君）

高橋義友君より訂正の言葉がありました。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時55分

○議長（岩川修司君）

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

ただいま副議長として議会運営委員に選出されておりました岩川修司君が議長に就任したため、議会運営委員の選任を日程に追加し、追加日程第4として議会運営委員の選任を行います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

△ 追加日程第4 議会運営委員の選任

○議長（岩川修司君）

追加日程第4、議会運営委員の選任を行います。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時56分

再開 午前10時57分

○議長（岩川修司君）

再開をいたします。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、高橋義友君を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川修司君）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員はただいま指名しましたとおり選任することに決定をいたしました。

これから、委員会条例第8条第2項の規定により、副委員長との互選を行っていただきます。また、同条例第9条第1項の規定により議会運営委員会の招集日を本日とし、委

員会の場所を第1委員会室において定めます。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時01分

○議長（岩川修司君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会副委員長が決定した旨報告がありましたので、お知らせをいたします。

議会運営委員会副委員長に高橋義友君、以上であります。

ただいま、岩川俊広君より熊毛地区消防組合議員の辞職願を受理いたしました。

お諮りします。

熊毛地区消防組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第5として選挙を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川修司君）

異議なしと認めます。

したがって、熊毛地区消防組合議会議員の選挙日程を追加し、追加日程第5として選挙を行うことに決定しました。

△ 追加日程第5 熊毛地区消防組合議員の選挙

○議長（岩川修司君）

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川修司君）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定をいたしました。

お諮りします。

指名の方法については、これまで議長及び総務文教常任委員長を指名しておりますことから、議長である岩川修司君を指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川修司君）

異議なしと認めます。

熊毛地区消防組合議会議員に岩川修司君を指名したいと思います。

ただいま指名いたしました岩川修司君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川修司君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました岩川修司君が熊毛地区消防組合議会議員に当選をされました。

△ 日程第5 発議第1号 町長不信任決議案

○議長（岩川修司君）

それでは、次に、日程第5、発議第1号、町長不信任決議案についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○1番（眞邊真紀君）

皆様こんにちは。本決議案提案者の眞邊真紀です。

屋久島町長不信任決議案、本議会は屋久島町長荒木耕治君を信任しない。

以上、決議する。

令和2年1月7日、屋久島町議会。

提案理由を述べさせていただきます。

この提案理由に賛同する1,436名の署名をいただいております。今手元に持っております。そして、このほかに名前を書きたくても出すことができない、でも大いに賛同いたしますという方の声とともに述べさせていただきますと思います。

約4年にわたる出張旅費の着服に、それを完全否定する虚偽の議会答弁、そして追求された果ての記者会見で全てを一転して認めて、深々と頭を下げての謝罪。そして、その荒木耕治町長の姿は、入山協力金3,000万円の横領事件に続く全国ニュースとして広く流れ、今や世界自然遺産屋久島への信頼は完全に失われています。

入山協力金の横領について、荒木町長は法的に責任はないと主張しましたが、横領を許した原因は、屋久島町のずさんな管理体制でした。本来であれば、その全責任を負うべき荒木町長ですが、今度は町長本人が出張旅費の着服を指摘され、議会や取材での虚偽の発言を繰り返した末、着服の事実を認めて謝罪に追い込まれたのです。

荒木町長の着服額は数百万円になる可能性があり、それは全て町民の血税です。そし

て、着服の疑惑を指摘されても荒木町長はうその発言を重ね、その事実を隠蔽しようとしてきました。返還義務を怠っていたという言いわけは、着服の事実を隠蔽する言いかえで、社会的に通用するものではありません。認識不足であるという言いわけは通じませんし、謝罪をすればよいという問題でもありません。そんなことが通用するなら法律や警察は不要ということになります。不正に手に入れたお金は返せば済むと子供たちに教えるようなことはしてはいけません。大人として絶対にいけないんです。

入山協力金横領への対応も含め、これら荒木町長の言動は、1万2,000人の町民が暮らす地方自治体の首長として、さらには世界自然遺産の島を預かるリーダーとして許されるべきものではなく、その資質を欠いていることは明らかです。

以上が提案理由です。

そして、荒木町長自身が、少なくとも18回もの着服を認めています。屋久島町の会計の最高責任者である町長として、この責任は非常に重たいものです。加えて、議会での虚偽答弁については、今後の町政運営、議会での審議に大きく支障を来すことが明確となっております。議員は町長を擁護するために存在するのか、町民のために存在するのか、ごくごく当たり前の常識が問われています。このままでは屋久島町は泥棒しても許される町として知られることになってしまいます。

この提案に反対される議員は、明確に反対の理由を討論していただきますようお願い申し上げます。何とぞ御審議の上議決賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（岩川修司君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川修司君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題となっております発議第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

発議第1号は、委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川修司君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は委員会付託を省略することに決定をしました。

これから、発議第1号、町長不信任決議案について討論を行います。

討論はありませんか。

まず、反対者の発言を許します。

次に、賛成者の発言を許します。

まず、反対者の発言を許します。

○10番（日高好作君）

いかなる環境においても、賛否の両論というものは存在します。町民の中にも今すぐやめろという声もありますし、引き続き職務を全うしろという意見もあります。どちらの意見もそれぞれ考えがあつての意見です。これが今の町の両方の声であります。

私は町長を辞職したその先の展望が今見えません。したがって、私は町民の声として引き続き職務を全うするほうの声を引き継いで、この不信任案に反対いたします。

○議長（岩川修司君）

次に、賛成者の発言を求めます。

○6番（渡邊千護君）

賛成の立場から発言させていただきます。

まず、出張旅費の件ですが、そもそもこのシルバー割引の差額着服を指摘してきたのは、疑惑が上がってきたのは住民からなんです。町長がシルバー割引で得た差額を懐に入れているのではないか、住民は数年間に及ぶ町長の不正を実際に見ていたのです。これは、私たちの税金ではないのか、それを個人的に着服しているのであれば許せない、真実を明らかにしてほしいとの声が多数寄せられ、その住民の声を聞いて12月議会で小脇清保議員が一般質問しております。

その中で町長は、シルバー割引の利用についての一切を否定し、虚偽の発言を繰り返しております。12月26日の記者会見の場では、議会の答弁とは一転し、着服の事実を認めました。虚偽の発言については、感情的になり虚偽の発言をしてしまったと言っておりますが、この議場の場でこのようなことが決して許されるものではありません。

さらに、12月28日、全員協議会の中では、虚偽の答弁を記憶違いだったと発言し、その後の囲み取材では、町民の血税だったという意識はなかったと言っております。町の財産を預かる屋久島の首長としての資質が問われます。

また、町長は、シルバー割引の利用は東京のJALカウンター職員からの勧めだったと弁解をしておりますが、JAL広報部に問い合わせたところ、JALのほうからお客様に対しそのような案内をすることは一切ありませんという回答をいただきました。このカウンターでの出来事はよく覚えておられるようですが、十数回繰り返された不正は記憶違いであるというのは納得ができません。全て記憶違いで通ると思ったら大間違いです。返還義務を怠っていたという言いわけも社会的には通用しません。謝罪をすれば

許されるという問題でもありません。本当にそれが通用するなら、法律も警察も不要ということになります。

そして最後に言いたいことは、とったものは返せばいい、ばれなければよいと子供たちに教えられますか。あなたは屋久島の町長、もうトップとしてよい手本となるべく立場の資質がありません。よって、不信任決議案に賛成いたします。

○議長（岩川修司君）

休憩します。

休憩 午前 11 時 17 分

再開 午前 11 時 18 分

○議長（岩川修司君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

反対討論ありませんか。

○8番（榎 光徳君）

先程の日高好作議員の討論と重複する部分もございしますが、私がこの不信任決議案の発動については、特に慎重を期さなければいけないということは理解をしているつもりであります。

今回の出張旅費の返還義務を怠っていた件等につきましては、町長自身が事実を認めております。現在、判明しているのは一部であるとのことでありますので、今後はさらにその調査を進めて全容解明に努めていただきたいと思います。

着服の疑惑の指摘には反論するものではありませんが、早期の全容解明とその解明ができた時点では改めて町民に対する謝罪と説明責任を果たし、その後の自身に対する責任のとり方を示していただきたいと思います。町民に対する信頼失墜と屋久島のイメージダウンは紛れもない事実であります。今後は身を律し、これまでの行政推進の中で残された課題解決と計画中の多くのプロジェクトを成就させるためにも、全精力を傾注し、その任に当たっていただきたいと思います。そうすることが町民に対するおわびと謝罪、報いでもあると思っております。

また、今回の件を教訓に、旅費規定の見直しや精算事務のあり方等、チェック体制のあり方、このようなことについてもしっかりと定義づけ、二度とこのようなことが起こらないような対策を講じていくべきことだと、これは私ども議会の責任でもありますが、そういう対策を講じていかなければいけないとも思っております。

既に町内において混乱を招く事態となっておりますが、今後の町行政の停滞とこれ以上の混乱やマイナス要因につながらないためにも、私は今回の不信任案には反対をいたします。

○議長（岩川修司君）

次に、賛成者の発言を許します。

○11番（下野次雄君）

賛成の立場で討論を行いたいと思います。簡潔に、先程提案者の眞邊真紀議員から提案理由の説明がございましたけれども、そのとおりだというふうに理解しますので賛成をいたします。

○議長（岩川修司君）

次に、反対者の発言を許します。

○3番（岩山鶴美君）

荒木町長は、12月議会において旅費の件で完全否定をした後に、間違いであったと訂正し謝罪をされています。もちろんそのことは深く反省をしなければなりません。今回のことに対してどのような行動で反省を示すのか、町長みずからの口から表明し、町民に対して誠意を示す必要があると思います。

旅費に関する条例については、第11条の2、3の精算規定の見直しが必要です。本町だけではなく、県内の離島の自治体15市町村でも、出張後に搭乗券や利用料金証明書の提出がなされていないことがほとんどであることからわかるように、今後しっかりと見直し、改正していく対策をとる必要があると思います。

今回の件は、やめれば済むという問題ではありません。そんな短絡的な選択をしてはいけません。むしろそれこそが無責任であります。（「ふざけんなよ」と発言する者あり）

○議長（岩川修司君）

静かにしてください。静粛に。

○3番（岩山鶴美君）

町長には、残された離島政策などをしっかりと解決して成果を上げることで、責任を果たしてほしいと望む町民の声が、私のもとにも数多く寄せられております。屋久島町のために身を粉にして働くことが責任を果たすことだと思います。よって、不信任決議案には反対いたします。

以上です。（発言する者あり）

○議長（岩川修司君）

傍聴席の皆さん、次は有無もなく退席をさせます。

次に、賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川修司君）

次に、反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

私語をちょっと慎むように。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川修司君）

次に、賛成者の討論を求めます。

ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川修司君）

これで討論を終わります。

これから、発議第1号、町長不信任決議案についてを採決します。

この採決については、地方自治法第178条の規定によって、議員数の3分の2以上の者が出席をし、その4分の3以上の者の同意を必要とします。

出席議員数は13名であります。議員数の3分の2以上です。また、その4分の3は10名でございます。

この採決は電子採決によって行います。

この決議のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。それではお願いします。

[電子採決]

○議長（岩川修司君）

（発言する者あり）退席を求めます。

押し忘れありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川修司君）

これで締め切ります。

賛成少数です。

したがいまして、この決議案は否決されました。

これで、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

令和2年第1回屋久島町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでございました。

閉 会 午前11時28分

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

屋久島町議会議長

屋久島町議会議員

屋久島町議会議員